

福島県教育委員会平成30年8月定例会会議抄録

1 開催日時	平成30年8月24日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員、2番 浅川なおみ委員、3番 蜂須賀禮子委員、 4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から8月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、高橋委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、平成29年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。</p> <p>議案第2号については、平成31年度に県立中学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p> <p>議案第3号については、平成31年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

(7) 議案審議
議案第1号

議案第4号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。
報告第1号については、平成31年度市町村公立義務教育諸学校における校長再任用の実施内容について報告するもの。

報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号及び報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおりに決定された。

平成29年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

岩本委員：「頑張る学校応援プラン」の主要施策1「学力向上に責任を果たす」の取組で先進地における授業の進め方や校内研修の体制を視察するため、優秀な先生方を5日間派遣しており、その視察に係る報告書も見したが、他県で実施している優秀な取組を本県でどのように取り入れたか。

義務教育課長：実際に秋田県と福井県に派遣し、視察した者に対し、端的にどうであったか聞いたところ、「授業の秋田、組織の福井」というような話があった。その2県の特徴的な学校文化や教員の文化を学んできた者がコアティーチャーとして活躍しており、その成果の発表会を昨年度実施した。実際にそのコアティーチャーが先進地で学んできたことを、自分の授業で他の先生に見せるというような研修に取り組んでいる。他県の良いところ、また、本県の良さをしっかりアピールできたらと感じて

議 案 第 2 号

いる。

平成31年度使用県立中学校の教科用図書の採択について（議案第2号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

高橋委員：ふたば未来学園中学校は中高一貫校であるため、一般の義務教育中学校の教科書採択と違った観点で選んだかどうかという点と、従前からある会津学鳳中学校においても違った採択基準を設けたのか、そういったことがあれば教えてほしい。

義務教育課長：ふたば未来学園中学校に関しては、国語と数学の時間が標準時数より多く取られている。また、グローバルな視点を重視するという点もある。そういったことから、特に国語の教科書の採択については、光村図書の教科書が単元で目指す力が明確で、指導事項を繰り返し学習することができ、当該校においてふさわしい教科書であるとの報告を受けている。数学に関しては東京書籍の教科書が領域のバランスが取れている、数学的な見方、考え方が豊かに育むことができる、基礎的、基本的な知識、そして技能の定着に関しても工夫がされているふさわしい教科書であるという報告を受けている。それから、英語に関しても東京書籍の教科書が聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの四技能に関わる単元の量がバランス良く設定されている、また、コミュニケーション能力を育成する対話文が他の教科書と比べて多く盛り込まれており、学園としてふさわしい教科書であるとの報告があった。また、ふたば未来学園が採択する道徳も東京書籍であるが、情報モラルと現代的な課題に対応する教材、これがバランス良く配当されており、ふたば未来学園中学校が求める現実社会の課題解決、これに対応できる教科書となっているとの報告を受けた。一方、会

津学鳳中学校の道徳に関しては、同じく東京書籍の教科書を採択希望しているが、その採択理由は生命の尊さを扱った教材が多く、そして自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標が見つかる、そういった問いかけがたくさん盛り込まれており、会津学鳳中学校にふさわしい教材であると報告を受けている。

浅川委員：ふたば未来学園も会津学鳳も同じ教科書を使うが、視点や目的が違うということ
で良いか。

義務教育課長：そのとおりである。それぞれの学校で、学校の特色にふさわしい教科書を選定し、
同じ教科書であっても選定したそれぞれの視点が異なっていたということである。

教 育 長：結果的には各科目が同じになったのか。

義務教育課長：道徳は同じであるが、教科によっては異なるものもある。

蜂須賀委員：ふたば未来学園中学校からふたば未来学園高等学校に行く生徒と、他の高校に行
きたい、他の高校を受験したいという生徒がいる場合に問題は出ないか。

義務教育課長：学習指導要領に基づいて編集されている教科書であるため、その教科書の内容を
学んでいけば、その学習指導要領よりレベルが落ちることにはならないため、その
他の高校に行ったとしてもそこに不利益はないと考えている。

教 育 長：ふたば未来学園中学校から他の高校に行くことは想定していないのでは。例外的
にはあると思うが、中高一貫校で進学いただくことが前提。

義務教育課長：そうである。

蜂須賀委員：入ることはあっても出て行くことはないのか。

教 育 長：何か親の事情で例外的な生徒はいる。

蜂須賀委員：その例外を考えたときに、生徒が自分が学ぶ内容はこの学校ではないと感じたときに不利益が出ないのかと思った。大人がふたば未来学園高等学校に進学すると決めつけても、本人が違う考えに変わったときに、そのまま進学しなければいけないだと言われてしまえば仕方がないが、もう少しレベルの高いところに行きたいと思ったときに困るのではと思った。

義務教育課長：知っているところでは、会津学鳳中学校で一部の生徒が会津学鳳高等学校ではなく会津高等学校に進学したということが何人か過去にもあった。ただ、そのようなことがあっても、先に説明したとおり学習指導要領の内容が十分に満足できるため不利益は生じない。

浅川委員：ふたば未来学園中学校は会津学鳳中学校で募集する生徒と同じくらいのレベルの生徒を募集するのか。同じ義務教育のため同じくらいとは思いますがどのくらいのレベルを目標として生徒の募集を考えているのか。

義務教育課長：難しい質問であるが、県立高校改革室でふたば未来学園中学校はこういう特徴があるよというような説明会を小学生や保護者に対し行っており、周知に努めているところである。いずれにしても県立中学校であるため、いわゆる選抜を行わなければならない。会津学鳳については、これまでも適性検査の作文と内申書で選抜を行ってきたところであるが、ふたば未来も同じような内容の問題で一般選抜を行う。一方でスポーツの特色もあるため、スポーツ選抜も実施する。それがふたば未来学園の違いである。入学してくる生徒のレベルに関してはお答えしかねる部分である。

浅川委員：小学5、6年生の段階でこれからの6年間先のことを見据えて進学しなければい

議 案 第 3 号

(8) 報 告 事 項

報 告 第 1 号

けないということが、子どもの考えより親や先生の考えの方が大きかったりすると、途中で自分はやはり違うことを学びたい、自分は勉強で進学するのか、スポーツで進学するのか、6年間これで耐えられるのかと進学したものの悩んでしまうのではと思ったためお伺いした。選抜については理解した。

平成31年度使用県立特別支援学校小学部・中学部の教科用図書の採択について（議案第3号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

平成31年度市町村公立義務教育諸学校における校長再任用の実施について（報告第1号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

正木委員：平成30年度定年退職予定の校長は何名くらいか。

義務教育課長：義務教育の学校は現在655校ある。そのうち今年度、今現在退職を把握しているのは、約140名である。

正木委員：配付資料に記載のある候補者名簿には140名全員が記載されるのか。

義務教育課長：約140名が退職するが、新たな採用であるため再任用を希望する校長にまず志願いただく。書類選考では、本人の志願書と市町村教育委員会からの意見書を勘案し、選考させていただく。

正木委員：そうすると、まず本人が志願することが大前提で、市町村の教育委員会の意見書を参考にする。参考にした内容により、最終的には教育長の名で再任用者を決定するのか。

義務教育課長：委員の指摘のとおり本人の志願書と市町村教育委員会の意見書があり、現場に近

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 4 号</p>	<p>いところにいる各教育事務所の所長がその校長の勤務の状況をよく把握しているため、そういった者に確認させ、そこを通過した者に対して二次選考で、面接と小論文を実施していきたい。そして、最終的に決定していきたいと考えている。</p> <p>正 木 委 員：配付資料に記載のある配置箇所についてA地区を除くとしているが、A地区とは。</p> <p>義務教育課長：A地区とは中心校のようなイメージ。近隣であれば福島第一小学校である。C地区はへき地校。中心校とへき地校に属さないところをB地区としている。</p> <p>正 木 委 員：そういった中心校には再任用校長を配置しないということか。</p> <p>義務教育課長：そのとおりである。</p> <p>正 木 委 員：どういう観点でそのようにするのか。</p> <p>義務教育課長：どうしても周辺の学校に若手の校長、校長に昇任したばかりの者が配置されることがある。そのため若手の経験の浅い校長の様々な相談に乗っていただくことを想定した地区配置である。</p> <p>教 育 長：配付資料のとおりマスコミの方や県民の方にお知らせすると思うが、正木委員から質問があったようなことが分かるように説明願う。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、平成30年7月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく</p>
--	---

<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 2 号</p> <p>(12) 次 回 の 日 程</p> <p>(13) 閉 会</p>	<p>原案のとおり可決された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時36分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>次回の定例会について、教育総務課長から平成30年9月13日（木）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後2時55分、教育長から閉会が告げられた。</p>
---	--